

## 船舶事故調査報告書

平成30年3月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年7月23日 16時30分ごろ～18時00分ごろの間）
発生場所	広島県福山市阿伏兔港西方沖 阿伏兔灯台から真方位334° 1,400m付近 （概位 北緯34° 22.7′ 東経133° 20.4′）
事故の概要	漁船第二日吉は、操業中、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成29年7月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二日吉、1.3トン HS3-50523（漁船登録番号）、個人所有 7.90m×1.92m×0.57m、FRP ディーゼル機関、58.84kW、昭和59年5月1日 第273-741号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年2月14日 免許証交付日 平成28年3月31日 （平成34年3月1日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時 日没時刻：19時16分ごろ
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、平成29年7月23日16時30分ごろ自宅を出て、係留地である阿伏兔港を出港した。 本船は、18時00分ごろ、阿伏兔港西方沖で、船首を北方に向けて無人で漂泊しているところを僚船（以下「僚船A」という。）に発見された。

	<p>僚船Aの船長は、本船に接近して本件船長を捜したが見当たらず、所属する漁業協同組合に連絡して捜索の応援を要請した。</p> <p>別の僚船（以下「僚船B」という。）の船長は、僚船Aの船長からの連絡を受け、携帯電話で本件船長を呼び出したが応答がないので、所属する漁業協同組合の組合員1人（以下「組合員」という。）と共に本船に向かった。</p> <p>僚船Bの船長は、漂泊している本船に本件船長が見当たらないので、海上保安庁に本件船長の捜索を要請し、その後、組合員と共に本船に移乗したところ、本船のスロットルが微速の位置に、クラッチが前進の位置にそれぞれ入っていること及び海中に投入されていた漁具の末端の浮きが右舷側舷縁に引っ掛かって船体が停止しているのを認めた。</p> <p>組合員は、引っ掛かっていた浮きを海中に投入するとともに本船の主機を停止して漁具の揚収を始めたところ、漁具末端の浮きのロープが右下腿部に巻き付いた状態の本件船長を認めて引き揚げた後直ちに119番通報を行った。</p> <p>本件船長は、僚船Bで阿伏兎港に運ばれた後、救急車で福山市内の病院へ搬送されたが、死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>僚船Aの船長は、23日17時00分ごろ、操業の目的で阿伏兎港を出港した際、阿伏兎港西方沖で漂泊している本船を認めたが、操業を終えて帰港中、本船が同じ場所にいたので不審に思って接近した。</p> <p>本船が使用していた漁具は、三枚網と呼ばれる刺し網で、両端に化学繊維製ロープを介して浮きを取り付けられ、投網する際、機関を微速力前進に掛けて船尾方から網を海中に投入していた。</p> <p>本件船長は、日頃、午後に投網したときには、日没までに帰宅し、翌日に揚網を行っていた。</p> <p>本件船長は持病がなく、定期的に服用する医薬品もなかった。</p> <p>本件船長の家族は、本事故当日、自宅を出る本件船長と会話をした際、ふだんと変わった様子を感じなかった。</p> <p>本件船長は、発見時、作業服の上下及び膨張式の救命胴衣を着用し、携帯電話を所持していた。</p> <p>本船は、発見時、衝突等の痕跡が認められず、漁獲物はなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本件船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、本件船長が16時30分ごろ自宅を出たのち、阿伏兎港を出港し、18時00分ごろ同港西方沖で無人の状態で見られ、その</p>

	<p>後、本件船長が、漁具と共に引き揚げられたことから、この間において、投網中に落水したものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本件船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が阿伏兎港西方沖で操業中、本件船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送り出し、又は巻き込む場合における漁具には、十分注意すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

